

## 「市民参加で裁判員制度をより良くするための提言書」

社会福祉法人大阪ボランティア協会は、市民参加で問題解決に取り組む自治や協働の精神を大切に活動する民間団体です。市民が裁判官と協働して裁判員を務める裁判員制度についても、司法への市民参加を進めるものとして評価しています。制度が始まった2009年には「“裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会」を結成し、裁判員経験者の話を聞くなど、市民の立場から制度の実情や課題について学び、議論を重ねてきました。これまでの活動の中で私たちは、誰もが裁判員に選ばれるかもしれないというだけではなく、被告人や被害者の立場になることも含めて、自分たちの問題として裁判員裁判を考えるようになりました。

裁判員法附則第9条の規定に基づく「施行3年後の見直し」においては、司法における市民自治と協働を進める観点からも、専門家だけではなく私たち市民も積極的に議論に参加し、制度の在り方を考えることがより良い裁判員制度の実現につながると考え、以下の通り提言します。

- (1) 制度の意義、市民参加の目的を明確にし、広く市民が理解し、共有できる施策をとる
- (2) 社会教育や学校教育をはじめ地域で裁判員の経験を語り合える機会を増やす
- (3) 守秘義務を緩和して裁判員が各自の責任において自分の意見を話せるようにする  
また、誰もがわかりやすいように守秘義務の範囲を説明する
- (4) より多くの人に参加できるように、  
就職禁止事由の緩和などの参加を容易にする環境作りをする
- (5) 全員が十分に納得できる評議時間を確保した上で、多数決になる場合は過半数より全員一致に近い特別な多数決に改める
- (6) 今後も継続的に基盤整備の努力を続ける
- (7) 裁判員法見直しの過程には、多様な市民が参画する機会を作り議論を充実させる

2012年10月1日

社会福祉法人大阪ボランティア協会  
“裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会

### ※社会福祉法人大阪ボランティア協会について

大阪ボランティア協会は、1965年、全国に先駆けて誕生した市民活動サポートセンターです。「ボランティア・NPO推進センター」「企業市民活動推進センター」の2つの部門を持ち、のべ約200人のボランティアスタッフと約20人の職員が協働し市民参加型で事業に取り組んでいます。詳細はホームページをご覧ください。

□大阪ボランティア協会のHP <http://www.osakavol.org/>

(1) 裁判員制度の意義と市民参加の目的を明確にし、広く市民が理解し、共有できる方策をとる

裁判員法1条には「刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進と、その信頼の向上に資する」ことが趣旨とされていますが、「なぜ市民参加が求められており、どのような役割を果たすことで裁判に貢献するのか」については述べられていません。ほとんどの裁判員経験者が「良い経験だった」というのに反して、一般の市民は大多数の人が「やりたくない」と考えているのが実情であるのは、なぜこの制度が始まったのか、何が市民参加の目的なのか等が伝わっていないことも、原因の一つではないかと考えます。

市民が裁判に参加し主体的に考えることは、地域のことを人任せにしない、自治を実現する取り組みの1つです。裁判官の視点だけでなく、多様な立場や経験を持つ人たちが参加して十分に議論を尽くすことで、より良い結論が導かれることが期待されています。民主主義の諸外国においては、裁判への市民参加は当たり前のこととして長く行われているようですが、裁判員裁判の経験は、裁判を通して市民が「自分たちの地域社会に起こっている問題」と向き合い、多くの気づきが生まれる「民主主義の学校」です。

裁判員制度の「趣旨」として、市民が司法の主人公であり、司法への参加が市民の権利であると明記すること。また、裁判員や市民向けの説明会はもちろん、裁判官の研修においても、市民の司法参加の意義や重要性を説明し、市民との共通理解を図ることが必要です。

(2) 学校教育や社会教育など、地域で裁判員経験を語り合える機会を増やす

裁判員経験者の多くは、その経験を「話したい気持ちはあるのに、話す機会や場がない」と感じているようで、私たちが話を聞いた裁判員経験者からも、報道で見聞きするコメントからも同様の意見を耳にします。一般市民が、裁判員経験者の声を身近に聞くことができず、裁判員の経験が社会的に共有できない現状のままでは、「司法に対する国民の理解の増進」さえも達成することができません。

自治体や市民団体が協力しながら、学校教育や社会教育のさまざまな場面において、裁判員経験者が語り、市民が身近にその話を聞けるような環境づくりがなされるべきです。

(3) 守秘義務を緩和して各自の責任において自分の意見を話せるようにする

また、誰もがわかりやすいように守秘義務の範囲を説明する

被害者や被告人など当事者のプライバシーに関わる守秘義務は必要ですが、裁判員の生の声は、制度を改善していくためにも貴重なものであり、一人ひとりが、自分の意見や考えを語る表現の自由は保障されているはずですが、裁判員経験者が各自の責任において自分自身の意見を話すことを制限すべきではないと考えます。裁判員はもちろん、広く市民が裁判員の守秘義務の範囲を理解できるよう、明確な規定を整備する必要があります。

また、法廷で公開された内容や感想は述べてよいとされているものの、守秘義務の範囲がわかりにくいために、何も話さず黙っているという裁判員経験者は多いようです。知人友人が「聞いてはいけない」と誤解しているため話ができないという例も聞きました。このような現状を改善するためには、守秘義務の範囲や基準について、裁判員だけでなく一般市民向けにもよりわかりやすい具体的な説明が必要です。

裁判員経験者が、「経験者同士でなら安心して話が出来て心の負担が軽くなる」と言うのは、

話し手・聞き手双方が話して良い範囲をおおむね理解していることからくる安心感があると思われませんが、経験者同士が会える機会はまずありません。家族や友人などの聞き手側も守秘義務についての正確に理解することができれば、裁判員経験者が話しやすい環境が整い、裁判員の心の負担軽減につながります。また、司法参加の意味や目的が明確に規定された上で、市民が身近な人から生の体験を聞き、裁判員裁判がどのように行われているのか、裁判員がどのように参加しているのかの実感を持つようになれば、裁判への市民参加がより進んでいくでしょう。裁判員の貴重な経験が話されずに埋もれてしまうのは、大きな社会的損失です。

(4) より多くの人に参加できるように、就職禁止事由の緩和や参加を容易にする環境作りをする

裁判員法 15 条に規定されている「就職禁止」の職種は多すぎます。どのような職業もみな平等であり、仕事を離れば誰も一市民であることに変わりありません。陪審裁判の国では、国家元首や裁判官などの法律家、警察官らが陪審員を務めている例もあり、その経験が制度の理解を深めています。裁判員裁判にはできる限り多くの市民が参加すべきとの考え方から、これら現状の就職禁止事由を減らし緩和する方向で見直すべきだと考えます。

同じく、より多くの人に参加すべきという理由から、視覚や言語、身体などに障害があり介助が必要な人が参加しやすい環境をさらに整備する必要があります。たとえば視覚障害者が裁判員に選ばれた場合は「裁判官が個別に配慮するので問題はない」とされていますが、裁判官には専門的な介助者と同等の介助はできないことが予想されます。障害者もしっかりと裁判員の役割を務められるような十分なサポート体制が整備されるべきです。

また、中小企業や自営業者らの参加を進めるためには、社会全体で「裁判員を務めることが、市民の大切な役割である」と理解されるように事業者向けの広報啓発を行うことはもちろん、休暇制度などの仕組み作りも含めて、地道な取り組みが続けられる必要があります。

(5) 全員が十分に納得できる評議の時間確保をした上で、多数決になる場合は過半数より全員一致に近い特別な多数決に改める

裁判員裁判においては、裁判員一人ひとりの意見が尊重されるように議論が進行されるべきで、審理計画ありきの拙速な進行を避けて、全員が十分に納得できるまで議論を尽くすべきです。裁判員には、たとえ予定の日程を超えたとしても議論を尽くしたいという声があり、より慎重に評決を出すべきです。

そしてこのように十分な議論を経てもなお、全員の意見が一致しない場合、現状の制度では、事実認定については裁判員法第 67 条 1 項により単純多数決とされていて、裁判員及び裁判官の 5 人が有罪で一致すれば、他の 4 人の意見が無罪であっても有罪となります。しかし被告人の利益の観点からも、裁判員の心の負担の大きさの面からも、より全員一致に近い多数決に改める方向で見直すべきです。

また量刑についても、死刑については、生命を奪う、取り返しのつかない刑罰であることから全員一致とすべきです。

(6) 継続的に基盤整備の努力を行うこと

裁判員法附則第 2 条では「施行前の措置」について、「裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が

行われるようにするための措置を講じなければならない」旨を規定していますが、一般市民にとって刑事裁判の基本原則や裁判員制度の趣旨について身近に学ぶ機会は少なく、裁判員制度施行後も、市民にとって裁判員裁判が初めての経験であることは変わりありません。裁判員がその役割を十分に果たすためにも、施行前と同様に市民向けの研修の機会を作るなどの措置を講じるべきです。

また、裁判官自身も、多様な市民との議論をよりよいものにする進行や、専門用語をわかりやすく言い換えるなどの「スキル」にとどまらず、裁判員裁判の意義、協働のあり方等について常に研修を重ねる必要があると考えます。

市民向けの研修や法教育および裁判官の研修の他にも、以下のことを要望します。

○刑罰の実態を知る…裁判官や、希望する裁判員が、刑務所での処遇や死刑の実態をきちんと知った上で裁判に臨むようにする必要があります。

○判決文の開示…市民が参加した裁判員裁判の判決は、市民にフィードバックし、検証していく意味で、すべてを裁判所のホームページで公開すべきです。

○裁判長の会見…裁判員裁判を通じた市民の声の裁判への反映の方法や従来の裁判との違いなどについては、実際に裁判員の働きに接している裁判官が積極的に語るべきです。裁判員裁判の実情を伝えることは、裁判官の仕事の1つであるはずで

#### (7) 裁判員法見直しの過程には、多様な市民が参画する機会を作り議論を充実させる

裁判員法の見直しには、裁判員経験者はじめ候補者であった人の意見を聞くことや、市民団体との意見交換など、多くの市民が議論に参加できるプロセスが必要です。

施行3年後の制度見直しを行うために、裁判所から独立した第三者機関を設置し、裁判員経験者だけでなく、たとえば冤罪被害者など、多様な市民が議論に参加できるプロセスを作るべきです。

以上

<ご意見・お問い合わせ>

〒553-0006 大阪市福島区吉野 4-29-20 大阪NPOプラザ 100号

TEL 06-6465-8391(代表) FAX 06-6465-8393

(福)大阪ボランティア協会 “裁判員 ACT”裁判への市民参加を進める会(担当:金治)